

## 一般社団法人明専会 明専会 100 周年記念事業委員会基準

### (目的)

第1条 この基準は、一般社団法人明専会（以下「明専会」という。）の定款第62条により、諮問機関として設ける明専会 100 周年記念事業委員会の基本的事項を定める。

### (役割)

第2条 明専会 100 周年の記念事業の企画、実施の運営を担当する。

- 2 委員長は、必要に応じて分会の設置、廃止ができるものとする。
- 3 委員長は、それぞれ分会の活動について、情報交換、助言、改善提案などをおこなうものとする。
- 4 分会長は、分会委員を委員長の承認のもとに委嘱することができ、分会委員とともにその分会の担当範囲の企画、実施を担当する。

### (構成)

第3条 本委員会の委員は、理事により以下のとおり構成される。

- 2 分会は、明専会 100 周年記念事業委員会分会 別紙—1 に定めるとおりとする。
- 3 分会には、必要に応じて理事以外の分会委員をおくことができる。
  - (1) 委員長 : 1 名
  - (2) 委員(分会長) : 必要数
  - (3) 分会委員 : 必要数
  - (4) 事務局 : 若干名

### (選任)

第4条 委員は、委員長が選任し、理事会の承認により会長が委嘱する。

### (任期)

第5条 委員長、および委員の任期は、定款第32条に定める役員の任期とし、再任を妨げない。

### (報告)

第6条 委員長は、年度活動計画および予算案を策定し、理事会の承認を受けるものとする。

- 2 委員長は、過年度の活動を総括し決算状況を理事会に報告するものとする。

### (会合)

第7条 本委員会は、年1回以上開催する。また委員長は、必要に応じ委員会会合及び他部会との情報交換会を開催するものとする。

### 附則

- 1 この基準は、平成26年5月10日の理事会決議により制定、施行する。
- 2 この基準の改廃は、理事会の承認を得るものとする。ただし、明専会 100 周年記念事業の終了をもって本基準は廃止されるものとする。

別紙—1 明専会 100 周年記念事業委員会分会

分会名称	分会長
1. 明専会 100 年史	植山理事
2. 明専会 100 周年式典	中谷副会長
3. 中村記念館の活用	永松常務理事
4. 明専会組織活性化	石橋理事
5. 大学の人材育成	鶴田理事
6. 明専 100 周年募金	松尾副会長